

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 行政局
課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
..... (障がい者保健福祉課) 87

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課) 87

○北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則..... (税務課) 89

○北海道立児童福祉施設条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
..... (障がい者保健福祉課) 95

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業施設管理課) 95

○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課) 95

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可..... (農業施設管理課) 96

○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 96

○知事権限による保安林の指定の予定..... (治山課) 96

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 96

○森林法による通知に代える公示..... (治山課) 96

○令和3年度及び令和4年度において競争入札に参加する者に必要な資格等
..... (建設管理課) 97

○建設業者に対する監督処分..... (建設管理課) 101

○道路の区域の変更及び供用の開始..... (維持管理防災課) 101

○道路の供用の開始..... (維持管理防災課) 101

○土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 101

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 104

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)..... 106

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... 109

道立北の森づくり専門学院告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 109

道企業局告示

○令和3年度及び令和4年度において競争入札に参加する者に必要な資格等..... 110

○令和元年度、令和2年度及び令和3年度において競争入札に参加する者に必要な資格等..... 111

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... 112

○特定調達契約に係る入札の公告..... 112

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... 114

○特定調達契約に係る入札の公告..... 115

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... 116

○特定調達契約に係る入札の公告..... 116

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)..... 118

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 120

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 120

規 則

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第109号

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例(令和2年北海道条例第74号)の施行期日は、令和3年1月19日とする。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第110号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。

第128条の表中「北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター」を「北海道立旭川子ども総合療育センター」に改める。

第129条中「旭川肢体不自由児総合療育センター」を「旭川子ども総合療育センター」に

改める。

第130条中「旭川肢体不自由児総合療育センター」を「旭川子ども総合療育センター」に、「指導課」を「地域連携室」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地域連携室に地域連携課を置く。

第131条第1項中「各課」を「庶務課、医療課、リハビリテーション課及び地域連携室」に改め、同項の庶務課の事項第4号中「他課」を「他の課及び室」に改め、同項の指導課の事項を次のように改める。

地域連携室

- (1) 肢体不自由児の指導、相談及び支援に関すること。
- (2) 関係機関との連絡及び連携に関すること。

第131条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地域連携課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 入院児の入退院に関すること。
- (2) 入院児の生活指導に関すること。
- (3) 入院児の職能訓練及び職業指導に関すること。
- (4) その他肢体不自由児の更生指導に関すること。
- (5) 関係機関との連絡及び連携に関すること。

別表第1中4の事項を削り、5の事項を4の事項とし、6の事項から10の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

別表第2の2の表中

北海道旭川児童相談所 稚内分室	稚内市	稚内市 枝幸町	幌延町 豊富町	猿払村 礼文町	浜頓別町 利尻町	中頓別町 利尻富士町
--------------------	-----	------------	------------	------------	-------------	---------------

を

北海道旭川児童相談所 稚内分室	稚内市	稚内市 枝幸町	幌延町 豊富町	猿払村 礼文町	浜頓別町 利尻町	中頓別町 利尻富士町
北海道室蘭児童相談所 苫小牧分室	苫小牧市	苫小牧市 日高町 も町	白老町 平取町 新冠町	厚真町 安平町	むかわ町 様似町	えり 新ひだか町

に改める。

別表第10の(1)の事項の表中「医療型障害児入所施設」を「旭川子ども総合療育センター」に改める。

別表第11の(1)の事項の表中「医療型障害児入所施設」を「旭川子ども総合療育センター」

に改め、北海道博物館の総務部の項の次に次のように加える。

旭川子ども 総合療育セ ンターの室	副室長	室長を補佐し、室の主管に属する特定の事務 を処理する。
-------------------------	-----	--------------------------------

別表第11の(2)の事項の表旭川児童相談所稚内分室の項を次のように改める。

児童相談所 の分室	主任児童福 祉司	上司の命を受け、児童福祉司を総括し、児童 福祉の専門的技術指導等の事務に従事する。
	児童福祉司	上司の命を受け、児童の保護その他児童の福 祉に関する事項について、相談に応じ、専門 的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の 福祉増進の事務に従事する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月19日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の改正規定 公布の日

(2) 別表第2の2及び別表第11の(2)の事項の改正規定並びに附則第3項の規定 令和3年1月1日

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

旭川肢体不自由児総合療育センター	旭川子ども総合療育センター
旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課	旭川子ども総合療育センター庶務課
旭川肢体不自由児総合療育センター医療課	旭川子ども総合療育センター医療課
旭川肢体不自由児総合療育センターリハビリテーション課	旭川子ども総合療育センターリハビリテーション課
旭川肢体不自由児総合療育センター指導課	旭川子ども総合療育センター地域連携室 地域連携課

3 附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日の前日において現に室蘭児童相談所子ども支援課の職員（当該改正規定による改正後の北海道行政組織規則別表第2の2の表北海道室蘭児童相談所苫小牧分室の項担当区域の欄に定める市町において児童についての相談及び指導に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、室蘭児童相談所苫小牧分室の相当の職員とな

るものとする。

4 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、施行日後も引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

旭川肢体不自由児総合療育センター院長	旭川子ども総合療育センター院長
旭川肢体不自由児総合療育センター副院長	旭川子ども総合療育センター副院長
旭川肢体不自由児総合療育センター事務長	旭川子ども総合療育センター事務長
旭川肢体不自由児総合療育センター総看護師長	旭川子ども総合療育センター総看護師長
旭川肢体不自由児総合療育センター副総看護師長	旭川子ども総合療育センター副総看護師長
旭川肢体不自由児総合療育センター薬局長	旭川子ども総合療育センター薬局長
旭川肢体不自由児総合療育センター看護師長	旭川子ども総合療育センター看護師長
旭川肢体不自由児総合療育センター副看護師長	旭川子ども総合療育センター副看護師長
旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課長	旭川子ども総合療育センター庶務課長
旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課庶務係長	旭川子ども総合療育センター庶務課庶務係長
旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課会計係長	旭川子ども総合療育センター庶務課会計係長
旭川肢体不自由児総合療育センター医療課長	旭川子ども総合療育センター医療課長
旭川肢体不自由児総合療育センター医療課医長	旭川子ども総合療育センター医療課医長
旭川肢体不自由児総合療育センター医療課放射線係長	旭川子ども総合療育センター医療課放射線係長
旭川肢体不自由児総合療育センターリハビリテーション課長	旭川子ども総合療育センターリハビリテーション課長
旭川肢体不自由児総合療育センターリハビリテーション課理学療法係長	旭川子ども総合療育センターリハビリテーション課理学療法係長
旭川肢体不自由児総合療育センターリハビリテーション課作業療法係長	旭川子ども総合療育センターリハビリテーション課作業療法係長
旭川肢体不自由児総合療育センターリハ	旭川子ども総合療育センターリハビリ

ビリテーション課言語療法係長	ーション課言語療法係長
旭川肢体不自由児総合療育センター指導課長	旭川子ども総合療育センター地域連携室地域連携課長
旭川肢体不自由児総合療育センター指導課指導係長	旭川子ども総合療育センター地域連携室地域連携課地域支援係長
旭川肢体不自由児総合療育センター指導課保育係長	旭川子ども総合療育センター地域連携室地域連携課生活支援係長

北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年12月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第111号

北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則
(北海道税条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。
別記第14号様式その1(裏)注意2の事項中「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という)」を「延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ)」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同様式その2(表)中「寡夫」を「ひとり親」に改め、同様式その2(裏)注意2の事項中「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という)」を「延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ)」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同様式その3(表)中「寡 婦 ・ 寡 夫」を「寡婦・ひとり親」に改め、同様式その3(裏)注意2の事項中「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という)」を「延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ)」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同様式その4(表)中

「寡夫」を「ひとり親」に改め、同様式その4（裏）注意2の事項、その5（裏）注意2の事項、その6（裏）注意2の事項、その7（裏）注意2の事項、その8（裏）注意2の事項、その9注意2の事項、その10（1葉）注意2の事項、その11（裏）注意2の事項、その12（裏）注意2の事項及びその13（裏）注意2の事項中「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という）」を「延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

別記第14号様式の2その1（裏）注意2の事項及びその2（裏）注意2の事項中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後」を「平成26年1月1日から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の」を、「割合」とします」の次に「。また、令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加え、同様式その3（裏）注意2の事項及びその4（裏）注意2の事項中「の割合（」の次に「令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、」を、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の」を、「とします」の次に「。また、令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合に

あってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加える。

別記第14号様式の3その1（1葉）（裏）注意1の事項、その2（5連）（裏）注意1の事項及びその3（1連）（裏）注意1の事項中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後」を「平成26年1月1日から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の」を、「割合」とします」の次に「。また、令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加え、同様式その6（裏）注意1の事項、その7（裏）注意1の事項及びその8（1連）（裏）注意1の事項中「の割合（」の次に「令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、」を、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の」を、「とします」の次に「。また、令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加える。

別記第26号様式その4中「寡 婦・寡 夫」を「寡婦・ひとり親」に改める。

別記第48号様式の2（表）中

法人事業税	総額	区分		更正決定額			既に納付の確定した額			差引納付すべき税額 (円)			
				課税標準額 (円)	税率 (%)	税額 (円)	課税標準額 (円)	税率 (%)	税額 (円)				
		所得金額											
		付加価値額											
	事業区分	所得割	資本金等の額										
			収入金額										
			道	所得	年 万円以下の金額								
				所得	年 万円を超え 年 万円以下の金額								
		所得		年 万円を超える金額 (軽減税率不適用法人の金額)									
		計											
		業	付加価値割	付加価値額									
			資本割	資本金等の額									
			収入割	収入金額									
			事業税の特定寄附金税額控除額等										
		合	計							◎			
税	事業税の特定寄附金税額控除額等の内訳		平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額	事業税の特定寄附金税額控除額			仮装経理に基づく事業税額の繰越控除額						
			仮装経理に基づく事業税額の控除額	租税条約の実施に係る事業税額の控除額			租税条約の実施に係る事業税額の繰越控除額						
	◎ の内 訳		所得割			付加価値割			資本割			収入割	
特別法人	総額	区分		更正決定額			既に納付の確定した額			差引納付すべき税額 (円)			
				課税標準額 (円)	税率 (%)	税額 (円)	課税標準額 (円)	税率 (%)	税額 (円)				
		所得金額											
	本	収入金額											
所得割に係る特別法人事業税額													

を

人 事 業 分 税	収入割に係る特別法人事業税額								
	合 計 特 別 法 人 事 業 税 額								
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額等								
	合 計								①
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額等の内訳	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額			仮装経理に基づく特別法人事業税額の繰越控除額	
								租税条約の実施に係る特別法人事業税額の繰越控除額	

区 分			更 正 決 定 額			既 に 納 付 の 確 定 し た 額			差引納付すべき税額 (円)
			課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	課税標準額 (円)	税率 (%)	税 額 (円)	
法 人 事 業 分	総額	所 得 金 額							
		付 加 価 値 額							
		資 本 金 等 の 額							
		収 入 金 額							
人 事 業 分	本 道	第1号に掲げる事業 法第72条の2第1項	所 得 割	年 万円以下の金額					
			所 得 割	年 万円を超え 万円以下の金額					
			所 得 割	年 万円を超え 万円以下の金額					
			所 得 割	(軽減税率不適用法人の金額)					
			計						
		付加価値割	付 加 価 値 額						
		資 本 割	資 本 金 等 の 額						
		収 入 割	収 入 金 額						
	業 道	第3号に掲げる事業 法第72条の2第1項	所 得 割	所 得 金 額					
			付加価値割	付 加 価 値 額					
			資 本 割	資 本 金 等 の 額					

税	第1事業	収入割	収入金額																
		事業税の特定寄附金税額控除額等																	
		合 計															㉔		
事業税の特定寄附金税額控除額等の内訳	事業税の特定寄附金税額控除額						仮装経理に基づく事業税額の控除額						仮装経理に基づく事業税額の繰越控除額						
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額												租税条約の実施に係る事業税額の繰越控除額						
㉕	の 内 訳			所得割				付加価値割				資本割				収入割			
特別法人事業税	区 分			更正決定額						既に納付の確定した額						差引納付すべき税額(円)			
				課税標準額(円)	税率(%)	税 額(円)	課税標準額(円)	税率(%)	税 額(円)										
	総額	所得 金 額																	
		収 入 金 額																	
	本道分	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額																	
		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額																	
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額																	
		合 計 特 別 法 人 事 業 税 額																	
		仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額等																	
		合 計												㉖					
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額等の内訳	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額						租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額						仮装経理に基づく特別法人事業税額の繰越控除額						
													租税条約の実施に係る特別法人事業税額の繰越控除額						

改め、同様式（裏）注意２の事項中「については、」を「については」に、「による」を「第１条の規定による」に改め、「地方税法附則第３条の２」の次に「平成２６年１月１日から令和２年１２月３１日までの期間については地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法附則第３条の２」を加える。

ントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後」を「平成26年1月1日から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の」を、「割合」とします」の次に「。また、令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加える。

別記第50号様式中「寡 夫」を「ひとり親」に改める。

別記第57号様式の2の2末尾欄外注意2の事項、別記第58号様式の2の5その1末尾欄外注意2の事項並びに別記第66号様式の4その1（表）末尾欄外注意2の事項及びその2末尾欄外注意2の事項中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後」を「平成26年1月1日から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の」を、「割合」とします」の次に「。また、令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加える。

別記第68号様式の5（裏）注意2の事項中「の割合（）」の次に「令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、」を、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の」を、「とします」の次に「。また、令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの

割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加える。

（旧北海道税条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則（令和元年北海道規則第34号）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第1条の規定による改正前の北海道税条例施行規則（以下「旧北海道税条例施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

別記第48号様式の2（裏）注意2の事項中「については、」を「については」に、「による」を「第1条の規定による」に改め、「地方税法附則第3条の2」の次に「、平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第3条の2」を加える。（北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道循環資源利用促進税条例施行規則（平成18年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

別記第18号様式その1（裏）注意2の事項中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。また、平成26年1月1日以後」を「平成26年1月1日から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正前の」を、「割合」とします」の次に「。また、令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加える。

（北海道核燃料税条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道核燃料税条例施行規則（平成30年北海道規則第60号）の一部を次のように改

正する。

別記第4号様式（裏）注意2の事項中「前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という）を「延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第1条中北海道税条例施行規則別記第48号様式の2（表）の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2この規則の施行の際現に第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正前の北海道税条例施行規則、第2条の規定による改正前の旧北海道税条例施行規則又は第3条の規定による改正前の北海道循環資源利用促進税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、第1条の規定による改正後の北海道税条例施行規則、第2条の規定による改正後の旧北海道税条例施行規則及び第3条の規定による改正後の北海道循環資源利用促進税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

3附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日から令和3年3月31日までの間に限り、当該改正規定による改正後の北海道税条例施行規則別記第48号様式の2（表）の規定にかかわらず、当該改正規定による改正前の北海道税条例施行規則別記第48号様式の2（表）の規定により作成した用紙を使用することができる。

北海道立児童福祉施設条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第112号

北海道立児童福祉施設条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（親子入院の入院手続等に関する規則の一部改正）

第1条親子入院の入院手続等に関する規則（昭和36年北海道規則第187号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター」を「北海道立旭川子ども総合療育センター」に改める。

療育センター」に改める。

第2条中「北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター院長」を「北海道立旭川子ども総合療育センター院長」に改める。

別記第1号様式中「北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター子ども総合医療・療育センター」を「北海道立旭川子ども総合療育センター子ども総合医療・療育センター」に改める。

（北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部改正）

第2条北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター」を「北海道立旭川子ども総合療育センター」に改める。

（北海道財務規則の一部改正）

第3条北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第1の3中「旭川肢体不自由児総合療育センター」を「旭川子ども総合療育センター」に改める。

附 則

1この規則は、令和3年1月19日から施行する。

2この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の親子入院の入院手続等に関する規則別記第1号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の親子入院の入院手続等に関する規則別記第1号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告

示

北海道告示第808号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大雪土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木直道

就任年月日理事・監事の別氏名住所

令和2.12.12理北澤勇治上川郡鷹栖町10線3号4番地

北海道告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年12月15日、日

高門別土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第810号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
江丹別土地改良区	西里右第2頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	西里左第1頭首工	同
同	西里左第2頭首工	同

北海道告示第811号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和2年12月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
西幌	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
大師大国	同	同
重内第2	農業用排水施設、暗渠排水 ^{きよ}	北海道渡島総合振興局

北海道告示第812号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡浜中町大津屋沢51（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第813号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林 河西郡芽室町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
芽室町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第814号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保

安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を東神楽町役場の掲示場に掲示した。

令和2年12月25日
北海道知事 鈴木直道

1 通知の内容 令和2年北海道告示第759号
2 所在が不分明な者 大野 英子

北海道告示第815号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和2年12月25日
北海道知事 鈴木直道

第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類

令和3年度及び令和4年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。

1

契約の種類	資格の種類	調達をする特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事

土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 （工事予定価格に応ずる等級区分）

種類 等級	一般土木工事		舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
	区分								
A	A1	10,000万円 以上	6,000万円 以上	10,000万円 以上	2,000万円 以上	2,500万円 以上	7,000万円 以上	6,000万円 以上	5,500万円 以上
	A2	25,000万円 未満 7,000万円 以上							
B		7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満	10,000万円 未満 4,000万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上	5,500万円 未満 2,500万円 以上
		3,500万円 未満		4,000万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	3,500万円 未満	3,500万円 未満	2,500万円 未満

（注） A1に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A2に区分する者は、A1に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

(1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む）

む。)に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

ウ 消費税及び地方消費税

(4) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行していること(当該届出の義務がない場合を除く。))。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 令和3年1月1日(随時の申請の場合にあつては、申請をしようとする月の初日)現在において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可(次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。)を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	
農業土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業又は解体工事業
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業又は解体工事業
電気工事	電気工事業、電気通信工事業又は消防施設工事業

管工事	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業又は清掃施設工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

(イ) 平成30年10月30日(随時の申請の場合にあつては、資格審査の申請をする日(その日が令和3年4月1日前である場合は、令和3年4月1日)の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日(以下「基準日」という。))以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰(農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに道の建設管理部工事優良企業選考委員会が選考する表彰に限る。)、働き方改革推進企業認定、高齢継続雇用対策、女性の活躍支援及び障がい者の就労支援、季節労働者通年雇用対策、担い手の確保、人材育成、地域貢献活動等、環境への取組並びに安全・安心への貢献

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和3年1月1日(随時の申請をする場合にあつては、申請をしようとする月の初日)現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間(随時の申請をする場合にあつては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間)にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業

とする者については、この限りでない。

イ 令和3年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和3年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和2年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第

178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

令和3年1月4日（月）から同月15日（金）まで

イ 随時の申請をする者

令和3年3月16日（火）から令和4年12月28日（水）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、令和3年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sankasikaku.htm>）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、提出方法は、原則郵送とする。

資 格 の 種 類	申 請 書 類 の 提 出 先			
	定 期 申 請 の 場 合		随 時 申 請 の 場 合	
	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者	主たる営業所が 道外にある者	主たる営業所が 道内にある者
一 般 土 木 工 事				
舗 装 工 事				
鋼 橋 上 部 工 事				
建 築 工 事				
電 気 工 事				

管 工 事	建設部建設政策局建設管理課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課	建設部建設政策局建設管理課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務課
塗 装 工 事				
道路標識設置工事				
機械器具設置工事				
造 園 工 事				
土木施設物の設計				
建 築 物 の 設 計				
地 質 調 査				
技 術 資 料 作 成				
測 量				
道 路 清 掃				
農 業 土 木 工 事	農政部農村振興局事業調整課			
水 産 土 木 工 事	水産林務部総務課			
森 林 土 木 工 事				
造 林				

(注) 次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

(1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）

「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

(2) 申請書類の提出先が建設部建設政策局建設管理課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者建設部建設政策局建設管理課

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

(1) 資格の有効期間は、定期の申請の場合にあっては、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、随時の申請の場合にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和5年3月31日までとする。

(2) 共同企業体の場合にあっては、令和3年4月1日（令和3年4月1日以降に資格を有すると認めた旨の通知があった場合は当該通知があった日）から令和4年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

(1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、令和4年度に令和5年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

(2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、令和3年度に令和4年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 当該資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの
- 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第8 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第9 その他

- 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。
- 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

北海道告示第816号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木 直 道

- 1(1) 処分をした年月日 令和2年12月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号及び代表者の氏名 株式会社TAKE 武山 大祐
- イ 主たる営業所の所在地 札幌市中央区南7条西8丁目1032-3
- ウ 建設業の許可の番号 (般-29) 石第23016号
- (3) 処分の内容
- ア 営業停止の範囲 地域、業種、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
- イ 営業停止の期間 令和2年12月28日から令和3年1月3日までの7日間
- (4) 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。
- 2(1) 処分をした年月日 令和2年12月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号及び代表者の氏名 株式会社オチアイ 落合 政彦
- イ 主たる営業所の所在地 札幌市手稲区前田8条10丁目4番18号
- ウ 建設業の許可の番号 (般-27) 石第20822号
(般-29) 石第20822号
- (3) 処分の内容
- ア 営業停止の範囲 地域、業種、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営

業の全部停止

- イ 営業停止の期間 令和2年12月28日から令和3年1月3日までの7日間
- (4) 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第7号に該当した。

北海道告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木 直 道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 静内浦河線
- 3 道路の区域
- | 区 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 国道等との重複区間 |
|-------------------------|---|--------|----------|----------|-----------|
| 日高郡新ひだか町三石美野和436番13地先から | | 前 | 15.98mから | 1100.00m | — |
| 同郡新ひだか町三石美野和513番5地先まで | | | 35.18mまで | | |
| | | 後 | 15.81mから | 1100.00m | — |
| | | | 83.38mまで | | |

北海道告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木 直 道

- 路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
- 道道 江差木古内線 上磯郡木古内町字大川4番4地先から 令和 2.12.25
- 同郡木古内町字鶴岡229番1地先まで

北海道告示第819号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木 直 道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

照井の沢川（Ⅱ－05－2210） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字美沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 北十一号1の沢川（Ⅱ－05－2220） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字大和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 高橋の沢川（Ⅱ－05－2240） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字士寸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 北7号の沢川（Ⅰ－05－2250） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字士寸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 河村の沢川（Ⅱ－05－2260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字大和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 学園1の沢川（Ⅱ－05－2270） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字学園（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 学園（0－31－31） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字学園、字総進（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 吉野(1)（0－32－32） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字吉野、字トップ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌加(1)（0－33－33） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字吉野、字幌加（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌加(2)（0－34－34） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字幌加（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 吉野(2)（0－35－35） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字吉野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌加(3)（0－36－36） (2) 土砂災害警戒区域の表示 樺戸郡新十津川町字幌加（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	--

地滑り

13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幌加(4) (0-37-37)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
樺戸郡新十津川町字幌加 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幌加(5) (0-38-38)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
樺戸郡新十津川町字幌加 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
吉野(3) (0-75-441)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
樺戸郡新十津川町字吉野 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
共成(1) (5-56-322)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
天塩郡遠別町字歌越 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
平野の沢川 (I-81-0420)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡上士幌町字上音更西六線 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
亀の子温泉川 (I-81-0430)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡上士幌町字上音更、字勢多、字勢多基線 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
セタ右2沢川 (II-81-0450)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡上士幌町字勢多東三線 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
セタ右3沢川 (II-81-0460)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡上士幌町字勢多東四線 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
寺の沢川 (I-81-0470)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷、字ぬかびら源泉郷南区、字ぬかびら源泉郷北区
(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
左の沢川 (I-81-0490)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷南区、字ぬかびら源泉郷北区 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
一の沢川 (I-81-0510)

(2) 土砂災害警戒区域の表示
河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷北区 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え

置いて縦覧に供する。)

北海道告示第820号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年12月25日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新十津川徳富区（Ⅰ－0－328－328）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
樺戸郡新十津川町字吉野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新十津川花月区（Ⅱ－0－291－291）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
樺戸郡新十津川町字花月（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新十津川橋本区1（Ⅲ－0－224－224）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
樺戸郡新十津川町字中央（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
新十津川橋本区2（Ⅲ－0－224－224－1）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

樺戸郡新十津川町字中央（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
シスン右2の沢川（Ⅱ－05－2230）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
樺戸郡新十津川町字士寸（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦臼晩生内沢（Ⅱ－0－288－288）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
樺戸郡浦臼町字晩生内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦臼晩生内第2（Ⅱ－0－289－289）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
樺戸郡浦臼町字晩生内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦臼集治監沢（Ⅱ－0－290－290）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
樺戸郡浦臼町字黄臼内、字於札内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 2の沢川支流（Ⅱ－05－2320） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中央小沢川（Ⅱ－05－2330） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 樺戸郡浦臼町字晩生内（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上士幌黒石平（Ⅰ－8－3－2649） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡上士幌町字黒石平（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上士幌幌加1（Ⅰ－8－4－2650） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡上士幌町字幌加（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	上士幌幌加2（Ⅰ－8－5－2651） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡上士幌町字幌加（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上士幌上音更（Ⅱ－8－4－2011） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡上士幌町字上音更東四線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 セタ川（Ⅱ－81－0440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡上士幌町字勢多基線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 スキー場の沢川（Ⅰ－81－0480） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷南区、字ぬかびら源泉郷北区（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八千代の沢川（Ⅰ－81－0500） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷北区（次の図のとおり）
---	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)	るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和2年12月25日(金)から令和3年1月13日(水)まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課需品係
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道胆振総合振興局告示第82号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。 令和2年12月25日 北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車の交換 1台(交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。) (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入期日 令和3年3月25日(木) (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道胆振総合振興局総務課需品係 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室C(送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道胆振総合振興局総務課需品係) (2) 入札日時 令和3年1月20日(水)午後2時(送付による場合は、同月19日(火)午後5時までに必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 一式 6台分 イ 予定時期 令和3年2月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。) (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和2年11月10日付け北海道胆振総合振興局告示第66号 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道胆振総合振興局のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatukoukoku.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
- (3) 電 話 番 号 0143-24-9565
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., January 20, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., January 19, 2021)
- C Contact : Administrative Division, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9565
-
- 北海道留萌振興局告示第1003号**
- 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
- なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
- 令和2年12月25日

北海道留萌振興局長 宇 野 稔 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定枚数

(ア) 入札番号1	1台及び1月当たり	1,300枚
(イ) 入札番号2	1台及び1月当たり	9,300枚
(ウ) 入札番号3	1台及び1月当たり	1,800枚
(エ) 入札番号4	1台及び1月当たり	1,200枚
(オ) 入札番号5	1台及び1月当たり	10,300枚
(カ) 入札番号6	1台及び1月当たり	8,500枚
(キ) 入札番号7	1台及び1月当たり	7,100枚
(ク) 入札番号8	1台及び1月当たり	8,000枚
(ケ) 入札番号9	1台及び1月当たり	8,000枚
(コ) 入札番号10	1台及び1月当たり	23,000枚
(サ) 入札番号11	1台及び1月当たり	1,200枚
(シ) 入札番号12	1台及び1月当たり	モノクロ 3,900枚、カラー 2,400枚
(ス) 入札番号13	1台及び1月当たり	モノクロ 600枚、カラー 3,200枚
(セ) 入札番号14	1台及び1月当たり	モノクロ 500枚、カラー 1,800枚

(ア)から(セ)までについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備

されていることを証明した者であること。

- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年12月25日（金）から令和3年1月22日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2

- (ア) 入札番号1から10まで 北海道留萌振興局総務課（会計）
(イ) 入札番号11 北海道留萌振興局産業振興部農務課
(ウ) 入札番号12 北海道留萌振興局森林室
(エ) 入札番号13及び14 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番地2 北海道留萌合同庁舎2階講堂（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2 北海道留萌振興局総務課（会計）需品係）
(2) 入札日時 令和3年2月15日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月12日（金）午後5時までに必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道留萌振興局のホームページ（<http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内で入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道留萌振興局総務課
(2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2
(3) 電話番号 0164-42-8409

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- | | | | |
|---|-------------------------------|-------|---------------|
| a | Lease of copying machine No.1 | 1 set | 1,300 sheets |
| b | Lease of copying machine No.2 | 1 set | 9,300 sheets |
| c | Lease of copying machine No.3 | 1 set | 1,800 sheets |
| d | Lease of copying machine No.4 | 1 set | 1,200 sheets |
| e | Lease of copying machine No.5 | 1 set | 10,300 sheets |
| f | Lease of copying machine No.6 | 1 set | 8,500 sheets |
| g | Lease of copying machine No.7 | 1 set | 7,100 sheets |
| h | Lease of copying machine No.8 | 1 set | 8,000 sheets |

i Lease of copying machine No.9 1 set 8,000 sheets j Lease of copying machine No.10 1 set 23,000 sheets k Lease of copying machine No.11 1 set 1,200 sheets l Lease of copying machine No.12 1 set monochrome 3,900 sheets, color 2,400 sheets m Lease of copying machine No.13 1 set monochrome 600 sheets, color 3,200 sheets n Lease of copying machine No.14 1 set monochrome 500 sheets, color 1,800 sheets B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 15, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 12, 2021) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Rumoi Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suminoe-cho 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan Phone : 0164-42-8409 北海道オホーツク総合振興局告示第177号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和2年12月25日 北海道オホーツク総合振興局長 橋本智史 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 網走郡美幌町字稲美231番8（第一工区） 2 開発行為許可を受けた者の住所及び氏名 網走郡美幌町字稲美231番地8 株式会社北海道グレインカンパニー 代表取締役 西田 純 3 開発行為許可年月日及び番号 令和2年6月19日 オ網建指第2－1号指令	令和2年12月25日 北海道立北の森づくり専門学院長 寺田 宏 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 林業機械シミュレーター 5台 イ 搭乗型林業機械シミュレーター 1台 (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。 (3) 納入期限 令和3年3月31日（水） (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078－8381 旭川市西神楽1線10号 北海道立北の森づくり専門学院 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所
道立北の森づくり専門学院告示	
北海道立北の森づくり専門学院告示第10001号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。	

北海道立北の森づくり専門学院 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 旭川市西神楽 1 線10号 北海道立北の森づくり専門学院講義室（送付による場合は、郵便番号 078－8381 旭川市西神楽 1 線10号 北海道立北の森づくり専門学院） (2) 入 札 日 時 令和 3 年 2 月 4 日（木）午前11時（送付による場合は、同月 3 日（水）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道立北の森づくり専門学院のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/kns/kitamoricollege/nyusatuzyouhou.htm）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書の要否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)の ア 及び 3 の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道立北の森づくり専門学院総務課総務係 (2) 所 在 地 郵便番号 078－8381 旭川市西神楽 1 線10号 (3) 電 話 番 号 0166－75－6161 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Forestry machinery Simulator 5 sets b Forestry machinery Simulator (Boarding type) 1 set B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., February 4, 2021	(If mailed, bids must arrive no later than February 3, 2021) C Contact : Hokkaido college of Northern Forestry 1-10, Nishikagura, Asahikawa, Hokkaido 078-8381 Japan Phone : 0166-75-6161 道 企 業 局 告 示 北海道企業局告示第21号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 令和 2 年12月25日 北海道公営企業管理者 佐々木 誠 也 第 1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類 令和 3 年度及び令和 4 年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち令和 2 年北海道告示第815号（以下「北海道告示第815号」という。）第 1 の 1 の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第 4 の 2 により適用する北海道告示第815号第 4 の 2 を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第815号第 1 の 1 の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 2 条第 4 号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第815号第 1 の 1 の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第815号第 1 の 2 に定められているとおり、工事の予定価格に応じ、A から C まで又は A 及び B の等級に区分する。 なお、一般土木工事にあっては、A 等級を A 1 又は A 2 に区分する。 第 2 資格要件 1 共通資格要件 北海道告示第815号第 2 の 1 に定められているとおりとする。 2 資格の種類ごとの要件 北海道告示第815号第 2 の 2 に定められているとおりとする。 3 資格の種類ごとの要件の特例 北海道告示第815号第 2 の 3 に定められているとおりとする。 第 3 資格審査の申請の時期及び方法 1 申請の時期 北海道告示第815号第 3 の 1 に定められている時期にしなければならない。
---	--

2 申請書類の入手方法 北海道告示第815号第3の2に定められているとおりとする。 3 申請の方法 北海道告示第815号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。 なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1 資格の有効期間 北海道告示第815号第4の1に定められているとおりとする。 2 有効期間の更新手続 北海道告示第815号第4の2に定められているとおりとする。 第5 特定調達契約に係る資格 北海道告示第815号第5に定められているとおりとする。 第6 資格の喪失 北海道告示第815号第6に定められているとおりとする。 第7 資格審査の再申請 1 再申請の事由 北海道告示第815号第7の1に定められているとおりとする。 2 再申請の方法 北海道告示第815号第7の2に定められているとおりとする。ただし、第3の3なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 第8 資格の喪失事由の届出 北海道告示第815号第8に定められているとおりとする。 第9 その他 北海道告示第815号第9に定められているとおりとする。 第10 資格審査の結果 知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3なお書き及び第7の2ただし書による資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。 北海道企業局告示第22号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。	なお、既に平成31年北海道企業局告示第2号及び令和2年北海道企業局告示第2号に基づき道に申請して令和元年度、令和2年度及び令和3年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。 令和2年12月25日 北海道公営企業管理者 佐々木 誠 也 第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類 令和元年度、令和2年度及び令和3年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち令和2年北海道告示第676号（以下「北海道告示第676号」という。）第1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第676号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第676号第1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第676号第1の表の右欄に定められているとおりとする。 第2 資格要件 1 共通の資格要件 北海道告示第676号第2の1に定められているとおりとする。 2 資格の種類ごとの要件 北海道告示第676号第2の2に定められているとおりとする。 3 資格の種類ごとの要件の特例 北海道告示第676号第2の3に定められているとおりとする。 第3 資格審査の申請の時期及び方法 1 申請の時期 北海道告示第676号第3の1に定められている時期にしなければならない。 2 申請書類の入手方法 北海道告示第676号第3の2に定められているとおりとする。 3 申請の方法 北海道告示第676号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1 資格の有効期間 北海道告示第676号第4の1に定められているとおりとする。 2 有効期間の更新手続 北海道告示第676号第4の2に定められているとおりとする。 第5 特定調達契約に係る資格
--	---

北海道告示第676号第5に定められているとおりとする。 第6 資格の喪失 北海道告示第676号第6に定められているとおりとする。 第7 資格審査の再申請 1 再申請の事由 北海道告示第676号第7の1に定められているとおりとする。 2 再申請の方法 北海道告示第676号第7の2に定められているとおりとする。 第8 資格の喪失事由の届出 北海道告示第676号第8に定められているとおりとする。 第9 その他 北海道告示第676号第9に定められているとおりとする。 第10 資格審査の結果 知事からの通知をもってこれに代えるものとする。	平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。 (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50キロワット以上の電力契約実績があること。 (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。 3 資格要件の特例 平成16年北海道告示第477号の2の(3)による。 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和2年12月25日（金）から令和3年1月20日（水）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第160号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年12月25日 北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和2年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和2年12月25日に一般競争入札の公告を行う石狩管内道立学校で使用する電力の需給契約 (2) 資 格 石狩管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件	(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/）においてダウンロードすることができる。 (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。 6 資格に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電 話 番 号 011-204-5872 北海道教育庁石狩教育局告示第161号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月25日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

石狩管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）	55校	6,233kW
イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）	55校	13,928,488kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁石狩教育局告示第160号に規定する石狩管内で使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和3年2月4日（木）午前10時（送付による場合は、同月3日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量

ア 名称 石狩管内道立学校で使用する電力

イ 調達予定数量

(ア) 従量電灯B

a 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）

(a) 30A 1校

(b) 40A 2校

b 電力量料金

(a) 使用電力量最初の120kWhまでの単価 1校 1,904kWh

(b) 使用電力量120kWhを超え280kWh以下の単価 1校 1,512kWh

(c) 使用電力量280kWhを超える分の単価 1校 12,256kWh

(イ) 従量電灯C

a 基本料金（契約電力1kVA当たりの単価） 2校 58kVA

b 電力量料金

(a) 使用電力量最初の120kWhまでの単価 2校 2,801kWh

(b) 使用電力量120kWhを超え280kWh以下の単価 2校 2,927kWh

(c) 使用電力量280kWhを超える分の単価 2校 8,666kWh

(ウ) 低圧電力

a 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 5校 53kW

b 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 5校 8,098kWh

ウ 予定時期 令和3年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額の合計額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
イ 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
ウ 電 話 番 号 011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Ishikari Prefectural School

- a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 6,233kW
b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 13,928,488kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 4, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 3, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁胆振教育局告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月25日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約

令和2年12月25日に一般競争入札の公告を行う次の契約

ア 胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約（高圧電力）

イ 胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約（従量電灯B）

(2) 資 格 胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50キロワット以上の電力契約実績があること。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和2年12月25日（金）から令和3年1月22日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（最終日のみ正午まで）の間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
(3) 電 話 番 号 0143-24-9889

北海道教育庁胆振教育局告示第64号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月25日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 胆振管内道立学校で使用する電力（高压電力）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 24校 1,787kW

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 24校 3,773,700kWh

イ 胆振管内道立学校で使用する電力（従量電灯B）

(ア) 基本料金（1月当たりの単価） 30A 1校

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 最初の120kWhまで 1校 935kWh

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁胆振教育局告示第63号に規定する胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階A会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）
(2) 入 札 日 時 令和3年2月4日（木）午前10時30分（送付による場合は、

同月3日（水）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

ウ 電 話 番 号 0143-24-9889

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Electricity to be used in Iburi Prefectural School (High)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,787kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,773,700kWh

- b Electricity to be used in Iburi Prefectural School (Low)
 - (a) A basic charge per month, 30A
 - (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 935kWh
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., February 4, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 3, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9889

北海道教育庁渡島教育局告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5 第 1 項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。

令和 2 年12月25日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

- 1 資格及び調達をする物品等の種類

令和 2 年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 2 条第 3 号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

 - (1) 契 約 令和 2 年12月25日に一般競争入札の公告を行う渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約
 - (2) 資 格 渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
 - (3) 物 品 等 の 種 類 電力
- 2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の 1 の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

 - (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。
 - (2) 資格審査の申請をする日の直前 1 年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1 件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
 - (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第 4 項及び電気事業者による再生可

能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第 4 項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

- 3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の 2 の(3)による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
 - (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和 2 年12月25日（金）から令和 3 年 1 月22日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和 2 年12月29日から同月31日まで並びに令和 3 年 1 月 2 日及び同月 3 日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで（最終日のみ正午まで）の間にしなければならない。
 - (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky>）においてダウンロードすることができる。
 - (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の 3 の(1)のアからウまで及び(2)、 4 の(1)及び(3)並びに 5 の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
 - (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所 在 地 郵便番号 041－8557 函館市美原 4 丁目 6 番16号
 - (3) 電 話 番 号 0138－47－9029

北海道教育庁渡島教育局告示第98号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。

令和 2 年12月25日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

- 1 入 札 に 付 す る 事 項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

渡島管内道立学校で使用する電力

- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 19校 1,296kW
イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 19校 3,058,972kWh

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道教育庁渡島教育局告示第97号に規定する渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階401会議室（送付による場合は、郵便番号041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
(2) 入札日時 令和3年2月4日（木）午前10時（送付による場合は、同月3日（水）午後5時までに必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称 渡島管内道立学校で使用する電力（従量電灯C）
(2) 予定数量

ア 基本料金（契約電力1kVA当たりの単価） 42kVA

イ 電力量料金

- (ア) 使用電力量最初の120kWhまでの単価 4,290kWh
(イ) 使用電力量120kWhを越え280kWh以下の単価 4,768kWh
(ウ) 使用電力量280kWhを越える分の単価 10,978kWh

- (3) 予定時期 令和3年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定数量を乗じて得た額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
イ 所在地 郵便番号041-8557 函館市美原4丁目6番16号
ウ 電話番号 0138-47-9029

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Oshima Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,296kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,058,972kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 4, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 3, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第581号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月25日

北海道警察本部長 小 島 裕 史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道警察Web会議システム用機器等 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和3年5月31日（月）

なお、納入期日については令和3年4月1日（木）からとする。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。

(5) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年12月25日（金）から令和3年2月1日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 令和3年2月16日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月15日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Hokkaido Police Web Conferencing System 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 16, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 15, 2021)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239

北海道警察本部告示第582号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月25日

北海道警察本部長 小 島 裕 史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

行政情報ネットワークシステム用端末等 83式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和3年6月30日（水）

なお、納入期日については令和3年4月1日（木）からとする。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年12月25日（金）から令和3年2月1日（月）まで
（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午

前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 令和3年2月16日（火）午後1時40分（送付による場合は、同月15日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Network Equipment and Personal Computer for Administrative Information Network System 83 sets B Bid tendering date and time : 1 : 40 P.M., February 16, 2021 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 15, 2021) C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Extension 2239	1,560個 2 随意契約の相手方を決定した日 令和2年12月9日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 東芝自動機器システムサービス株式会社 (2) 住 所 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地 1 4 随意契約に係る契約金額 (1) 75,100円 (2) 75,100円 (3) 75,100円 (4) 75,100円 (5) 12,000円 (6) 12,000円 (7) 12,000円 (8) 6,000円 (9) 5,400円 (10) 12,000円 (11) 42,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部告示第583号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和2年12月25日 北海道警察本部長 小 島 裕 史 1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 優良用 I C カード（金） VL-LS406 400枚×1カートリッジ（1個当たりの単価） 5,715個 (2) 一般用 I C カード（青） VL-LS405 400枚×1カートリッジ（1個当たりの単価） 4,990個 (3) 新規用 I C カード（緑） VL-LS404 400枚×1カートリッジ（1個当たりの単価） 700個 (4) 運転経歴証明書用カード VL-LS542 400枚×1カートリッジ（1個当たりの単価） 295個 (5) インクリボン（イエロー） VL-LS456 3,000枚×1カートリッジ（1個当たりの単価） 1,560個 (6) インクリボン（マゼンタ） VL-LS457 3,000枚×1カートリッジ（1個当たりの単価） 1,560個 (7) インクリボン（シアン） VL-LS458 3,000枚×1カートリッジ（1個当たりの単価） 1,560個 (8) インクリボン（黒） VL-LS469 3,000枚×1カートリッジ（1個当たりの単価） 1,560個 (9) インクリボン（黒）裏面印刷用 VL-LS469R 3,000枚×1カートリッジ（1個当たりの単価） 78個 (10) UVCリボン（保護膜） VL-LS460 3,000枚×1カートリッジ（1個当たりの単価） 1,560個 (11) オーバーコートリボン VL-LS526 3,000枚×1カートリッジ（1個当たりの単価）	道 警 察 方 面 本 部 告 示 北海道警察釧路方面本部告示第169号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年12月25日 北海道警察釧路方面本部長 砂 山 和 明 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 北海道警察釧路方面指定庁舎で使用する電力（業務用）

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 業務用電力（一般） | |
| ア 基本料金（契約電力 1 kW 当たりの単価） | 75kW |
| イ 電力量料金（使用電力量 1 kWh 当たりの単価） | 160,006kWh |
| (2) 業務用電力（平日休日別） | |
| ア 基本料金（契約電力 1 kW 当たりの単価） | 655kW |
| イ 電力量料金（平日）（使用電力量 1 kWh 当たりの単価） | 1,904,312kWh |
| ウ 電力量料金（休日）（使用電力量 1 kWh 当たりの単価） | 891,785kWh |
| (3) 予備電力 | |
| 基本料金（予備線）（契約電力 1 kW 当たりの単価） | 388kW |

2 落札を決定した日

令和 2 年 12 月 8 日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|---------|-------------------------|
| (1) 氏 名 | リエスパワーネクスト株式会社 |
| (2) 住 所 | 東京都豊島区東池袋 4 丁目 21 番 1 号 |

4 落札金額

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 1 の(1)の ア | 627.00円 |
| (2) 1 の(1)の イ | 16.50円 |
| (3) 1 の(2)の ア | 759.00円 |
| (4) 1 の(2)の イ | 16.28円 |
| (5) 1 の(2)の ウ | 15.18円 |
| (6) 1 の(3) | 77.00円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和 2 年 10 月 16 日 付け 北海道警察釧路方面本部告示第 132 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 名 称 | 北海道警察釧路方面本部会計課 |
| (2) 所在地 | 釧路市黒金町 10 丁目 5 番地 1 |
-